

大和市敬老祝品の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第28号

大和市敬老祝品の支給に関する規則の一部を改正する規則

大和市敬老祝品の支給に関する規則（昭和52年大和市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「90歳、95歳、99歳又は100歳以上」を「99歳、102歳又は105歳」に改める。

第5条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。